

アンチダンピング（AD）措置の効果と活用

令和4年9月

貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室

1. 基本編

2. 実践編

1. 基本編

- AD措置とは何か
- AD措置の様々な効果
- 世界各国で活用されるAD措置
- 日本でのAD措置活用事例
- AD措置の使い方（申請～調査～発動）
- AD措置について何でもご相談ください！

2. 実践編

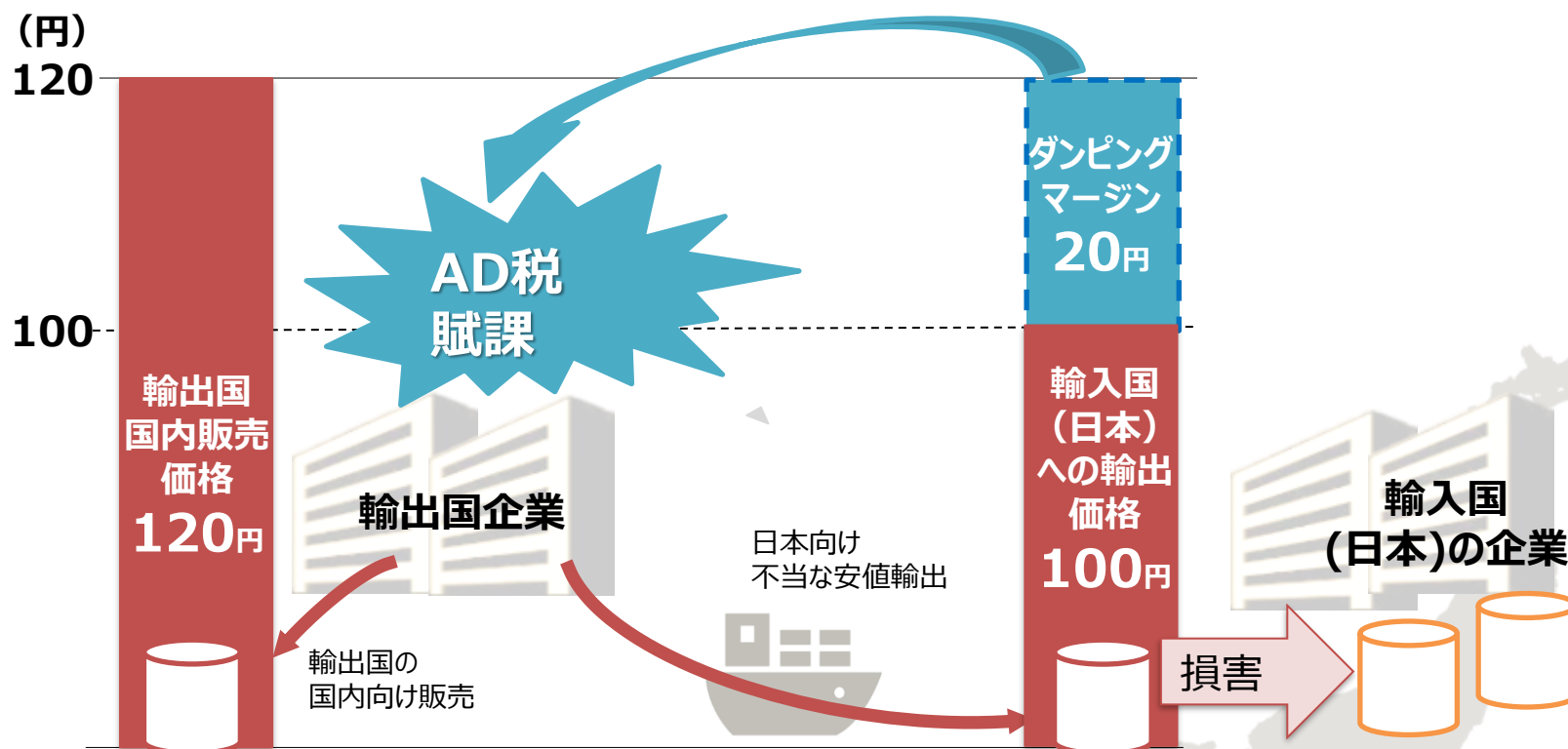
アンチダンピング(AD)措置とは何か



これは、WTO協定で世界的に認められた措置です！

- 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出（ダンピング輸出）が、輸入国（日本）の国内産業に損害を与えている場合に、その価格差に相当する関税を賦課できる措置。

イメージ



措置の効果（①ダンピング品の輸入数量の減少効果）

- 過去の国内事例では、AD措置発動後にダンピング品の輸入数量が著しく減少しました。

■ 対象貨物：
中国及び韓国産 水酸化カリウム
(HSコード：2815.20)

※ 右図は韓国産の動きを抽出

輸入数量（右図下段）の動き

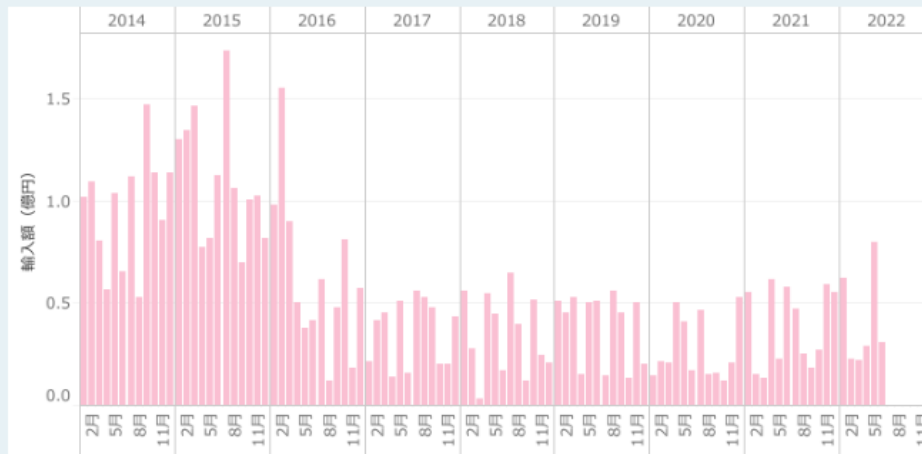
▼ 調査開始：横這い～増加

▼ 暫定措置：急減

▼ 確定措置：急減後の水準を維持
(2016年8月)

輸入モニタリングシステム（当室HPより）

輸入金額（月次）（対象品目の輸入数量の単位：KG）



STEP1
輸入通関コードを指定してください。

HS 6桁

281520

HS 9桁

281520000

ヒント1：選択したいHSコード9桁がプルダウンに表示されていない場合は、まず該当するHSコード6桁をフィルターにて選択してください

ヒント2：STEP1でHS6桁を選択後、グラフが表示されない又はHS9桁のプルダウンに「アイテムはありません。」と表示される場合は、下記HSコード/単位対応表を参考にSTEP2で単位を選択してください。単位を選択すると、HS9桁のプルダウンに有効な選択肢が表示されます。

HSコード/単位対応表

HS 6桁	HS 9桁	単位
281520	281520000	KG

STEP2
グラフで表示する単位を選択してください。

KG

STEP3
表示期間の範囲を指定してください。

2014/01/01

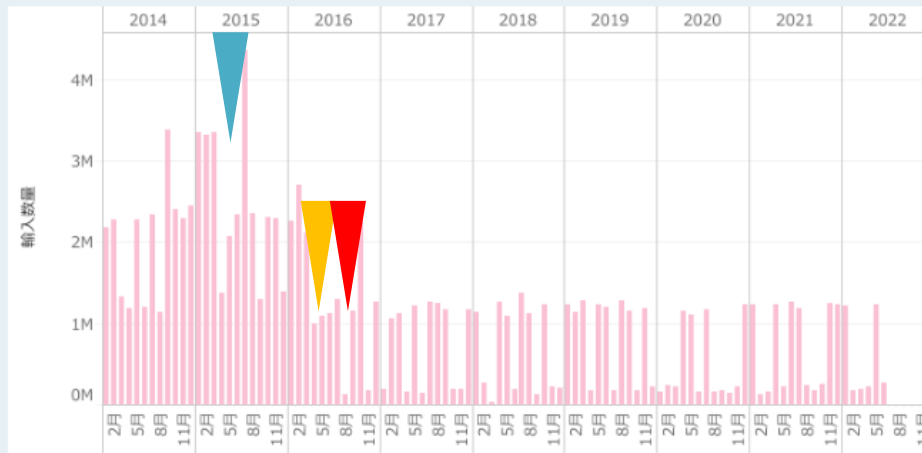
2022/12/01

○

STEP4
表示したい国名を指定してください。

大韓民国

輸入数量（月次）（単位：KG）



措置の効果（②国産品の国内価格持ち直し効果）

- AD措置により、ダンピング品と競合していた国産品について、価格設定の持ち直しが実現しました。

生産動態統計モニタリングシステム（当室HPより）



▼確定措置（2016年8月）後：
国産品の国内販売単価が徐々に上昇

※ 国内販売単価（年ごとの平均単価）
2016年 198.0円
⇒ 2021年 205.0円

確定措置



措置の効果（③国産品の国内販売数量の回復効果）

- AD措置（ダンピング品へのAD税賦課）により、ダンピング品の輸入数量が減少したことで、国産品の国内販売数量が回復しました。

生産動態統計モニタリングシステム（当室HPより）



確定措置

▼確定措置（2016年8月）後：
販売金額、販売数量ともに
課税賦課後、前年比増加の
傾向がみられる

※ 国内販売金額
2016年 16,217,640 千円
⇒ 2021年 21,204,487 千円
(約 50 億円 増)

※ 国内販売数量
2016年 81,904 トン
⇒ 2021年 103,416 トン
(約 2,2000トン 増)

AD措置は我が国でも活発に使われるツールに

- 我が国でも近年、AD措置の発動が活発化。中小企業や業界団体による申請事例や、課税期間を延長した事例も存在。

【我が国のAD措置発動案件（1995年以降）】

対象産品	対象国	課税期間	申請者
綿糸	パキスタン	1995.8 - 1999.7	日本紡績協会
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	2002.7.- 2012.6	帝人(株)、東レ(株)、(株)クラレ、東洋紡績(株)、ユニチカファイバー(株)
電解二酸化マンガン	オーストラリア	2008.9 - 2013.8	東ソー日向(株)、東ソー(株)
	スペイン・南アフリカ	2008.9 - 2019.3	
	中国	2008.9 - 2024.2	
トルエンジイソシアナート	中国	2015.4 - 2020.4	三井化学株式会社
水酸化カリウム	韓国・中国	2016.8 - 2026.8	カリ電解工業会
高重合度ポリエチレン テレフタレート	中国	2017.12 - 2022.12	三井化学株式会社、三菱化学株式会社、日本ユニベット株式会社、越前ポリマー株式会社
炭素鋼製突合せ溶接式 継手	韓国・中国	2018.3 - 2023.3	株式会社ベンカン機工、日本ベンド株式会社、古林工業株式会社
トリス（クロロプロピル）ホ スフェート	中国	2020.9-2025.9	大八化学工業株式会社
炭酸カリウム	韓国	2021.6-2026.6	カリ電解工業会

措置発動が活発化

AD措置の使い方（申請～調査～発動の概要）

- AD措置は、原則、民間事業者からの申請と、政府による調査を経て、要件を満たせば発動される。課税期間は原則として5年、延長も可能。
- AD措置発動の要件は以下3つ。民間事業者は、申請書を作成することや、調査段階において政府からの質問状に回答すること等が求められる。

AD措置発動の3要件

① ダumping

(例)

輸出国国内向け販売価格：120円

日本向け輸出価格：100円

ダumpingマージン率：20% = $(120-100)/100$

③ 両者の因果関係

ダumping以外の要因（第三国からの輸入、需要の変化、消費態様の変化等）を検討。

② 国内産業への損害

輸入量の推移や国産品価格への影響、損害指標（販売、利潤等）について検証。

申請～発動にあたって必要となる作業

① 【申請書の作成】

ダumping、国内産業への損害、両者の因果関係について、合理的に入手できる情報を基に説明する

★申請書作成の手引きやモデル申請書をご用意しています！

② 【質問状への回答等】

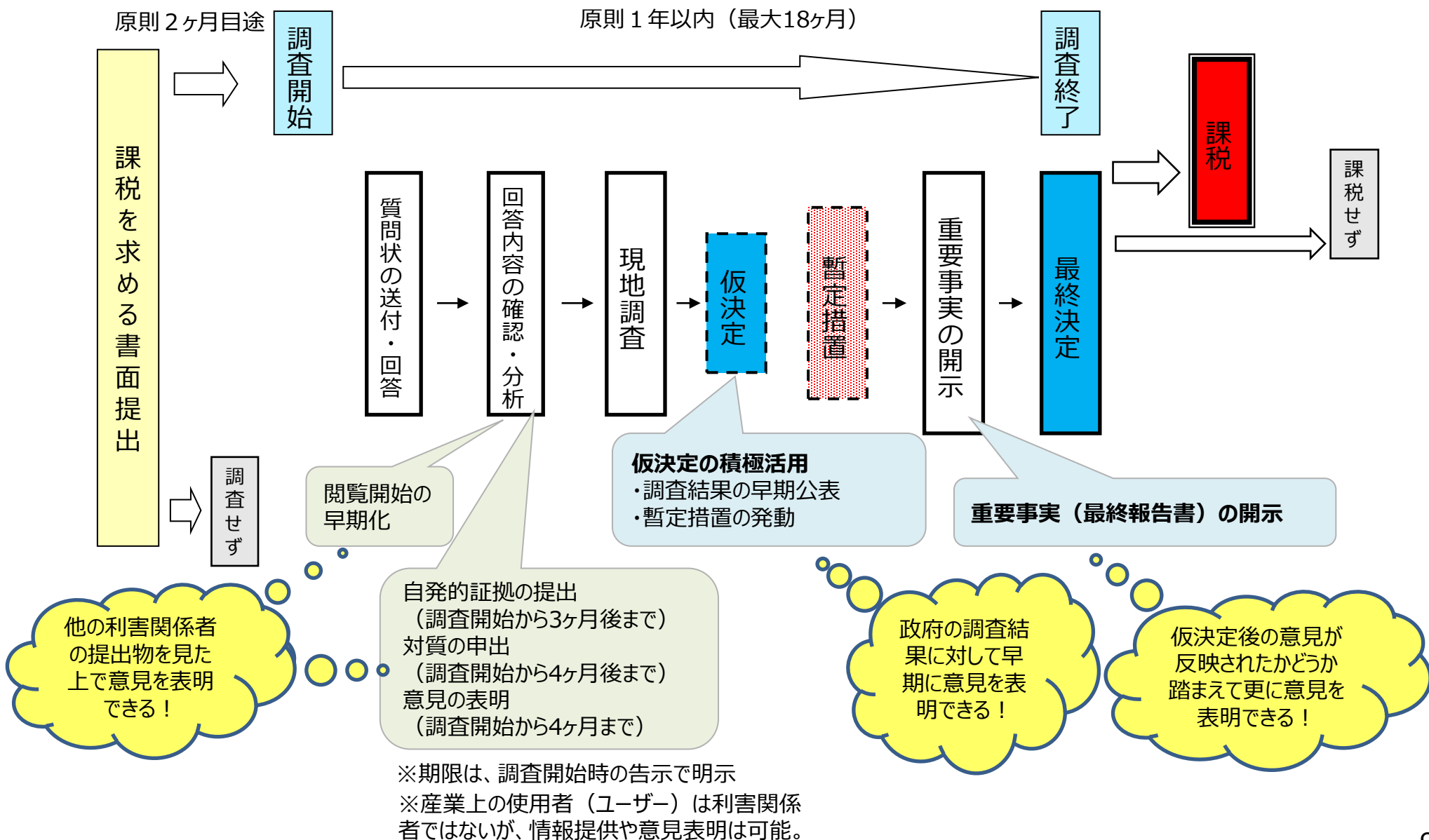
調査当局が左記の発動要件を認定するための質問に回答、裏付ける資料を提出

③ 【その他証拠・意見の提出等】

他の利害関係者（例：輸出国生産者）による相対する主張への意見や証拠を、調査当局に提出

※AD措置発動の3要件については、実践編で詳しくご説明します。

【参考】AD調査プロセスの詳細



【FAQ】申請にあたっては業界内での合意が必要ですか？

- 申請段階・調査開始段階においては業界内の一定の合意が必要となる場合があります。
調査開始時の要件の確認については、政府が行うことも可能です。

申請時に必要となる要件

$$\frac{\text{申請者の生産高 (※)}}{\text{国内総生産高 (※)}} \geq 25\%$$

※ここでは、「輸入生産者」等の生産高は除かれます。（「調査開始時に必要となる要件」についても同様です。）

* 業界団体で申請を行う場合は、**団体の構成員の2以上の者が調査対象製品を生産していることが必要**です。

調査開始時に必要となる要件

$$\text{申請を支持する国内生産者の生産高} > \text{申請に反対する国内生産者の生産高 (※)}$$

※申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮されません。

【FAQ】申請～調査の負担は具体的にどの程度なのでしょうか？

- ケースにより異なりますが、

申請段階において、申請書作成の手引きやモデル申請書を参照いただく

※経済産業省HPで公開しています！

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/petition/index.html

経済産業省の事前相談窓口サービスを活用する

社内体制を適切に構築する

弁護士や会計士等の外部サービスを活用する

こと等により、負担を軽減することができます。



複数の部署が互いに協力しあうことで、対応に係るコストを極力抑えました。具体的には、製品についての知識を豊富に持つ事業部門・生産部門、輸入品動向について詳しい営業部門、社内の財務データの処理担当としての経理部門から1名ずつ担当者を出して対応しました。担当者は通常業務との兼務としました。

複数社で申請をしたこともあり、申請段階から弁護士を立てました。データの収集や意見提出に係る対応等、効率的に行うことができました。



手引きやモデル申請書を活用することで、弁護士に依頼をせず、独力で申請書を作成することができました。

AD措置について何でもご相談ください！

- 経済産業省特殊関税等調査室の相談窓口（bzl-qqfcbk@meti.go.jp）に、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。

ご相談内容の例

こんな事例はありませんか？

- ❑ 競合製品が信じられないほどの安値で輸入されていることが発覚
- ❑ 取引先から、「輸入品はこれだけ安いので国産品も価格を下げないと買えない」と言われた
- ❑ 諸外国への輸出価格の中でも、日本への輸出価格が特に安い
- ❑ 他国でAD調査が始まり、その対象となった製品の日本への輸出が増えているように思われる
- ❑ 不当廉売の疑いがある気がするが確証が持てない。どこまで調べれば良いのかわからない
- ❑ 申請を検討したいが、何から手を付けたらよいかわからない

※一部の御相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。
その場合は、担当部署をお伝えさせていただきます。

経済産業省から情報も発信しています！

- ① **ADニュースレター（1か月に1回程度メール配信）**
主要国におけるAD措置の状況の紹介や、有識者によるスペシャルコラム、モニタリングシステムの活用方法を発信中。



【購読申込方法】

1. 左のQRコードを読み取る
2. メールアドレスの登録を行う
3. 購読申込完了

こちらで過去のADニュースレターもご覧いただけます。

- ② **貿易救済セミナーの開催**
経済産業省からの貿易救済措置制度説明に加え、産業界や法曹界、世界の調査当局等からゲストを呼び、実務に関する議論を行います。
※ご要望に応じて個別セミナーや相談会の開催も可能です。

- ③ **経済産業省HP（貿易救済措置）**
モデル申請書や申請の手引き、輸入動向モニタリングシステム、過去のADニュースレター等様々なコンテンツを提供中
「貿易救済措置」で検索！
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html

【参考】各HPコンテンツの概要（特殊関税等調査室HPのトップ画面）

- 特殊関税等調査室のHPでは役に立つコンテンツを多数公開しています。

安値輸入品による損害や影響
にアンチダンピング課税
という選択を



経営課題解決のヒントをメルマガ『AD NEWS LETTER』で配信中！

申し込む

新着情報

調査関連、イベント、お知らせ情報等
をお届けします

AD NEWS LETTER

貿易救済措置の概要や制度活用に向
けたヒントをお届けします

貿易救済措置とは？

措置の概要や要件、申請に必要な手
続きを確認することができます

各種調査コンテンツ

海外からの輸入動向や内需動向、
他国発動事例等を調査できます

申請を検討する

申請書類や申請手続き等の情報は
こちらをご覧ください

その他のコンテンツ

最近の制度改正、セミナー情報等を
ご覧いただけます

※特殊関税等調査室HP：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html

各種コンテンツの一覧

- このほか、申請に役立つコンテンツを経済産業省ウェブサイトにおいて公開中！

コンテンツ名	ポイント
初めての方へ	AD措置、CVD措置の概要を紹介しています
AD NEWS LETTER	AD制度の概要や利用メリットについて理解できます
各種モニタリングシステム	
輸入モニタリングシステム	自社の関連製品の輸入動向を確認できます
国内需給動向	自社の関連製品の内需関連統計を確認できます
他国発動事例	AD・CVD措置の活用が多い国の貿易救済措置の発動状況を確認できます
日本の発動事例（調査報告書）	日本の過去の貿易救済措置の実施状況を閲覧できます
申請に向けて	
自己診断ツール	AD調査開始に至る可能性を診断できます
申請の手引き	AD申請に向けた手引きを紹介しています
申請相談シート	申請時に必要な情報をまとめやすくするシートを公表しています
よくある質問	過去のAD申請者等からの質問及び回答を閲覧できます
相談窓口	調査官に個別に相談ができます
その他	
新着情報	各種イベントや調査関連情報を紹介しています
関係法令一覧	貿易救済措置に係る主要な協定・法令等を確認できます

【参考】「共同申請に向けた検討のモデルケース」の策定

- AD措置の申請・調査開始段階においては、要件を充足する必要から複数企業による共同申請が多く、同業他社との間で一定の情報交換等を行う必要。
- こうした情報交換が、独占禁止法に抵触してしまう等との不安から、共同申請にあたってのハードルが高いのが現状。

＜過去に申請相談があった企業の声＞

①同業他社との接触が認められない

- ✓ 他社との意見交換が、独占禁止法に抵触してしまうのではないか

②申請コストに対する各社のスタンスが揃わない

- ✓ 費用対効果がわかりづらい
- ✓ 社内の人的リソース・弁護士費用の負担の問題

③業界団体によるAD申請の呼びかけができない

- ✓ 輸入品の情報や分析結果を提示したり、A D申請について意見交換を促すことが、独占禁止法に抵触してしまうのではないか

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第二条

- ⑤ この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
- ⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会の開催

- 2020年8月から10月にかけて、通商法や競争法の学識経験者やAD申請代理人経験のある弁護士からなる「アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会」を開催。
- AD共同申請に必要な事業者間の調整における課題や、競争事業者との情報交換に係る独占禁止法上の取扱い等を議論。

<研究会委員名簿>

川瀬 剛志 上智大学教授（座長、通商法専門家）
川島 富士雄 神戸大学教授（通商法及び競争法専門家）
泉水 文雄 神戸大学教授（競争法専門家）
武田 邦宣 大阪大学教授（競争法専門家）
中川 裕茂 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
服部 薫 長島・大野・常松法律事務所パートナー
藤井 康次郎 西村あさひ法律事務所パートナー

<検討経緯>

2020年

8月26日 第1回研究会
・論点の整理

9月30日 第2回研究会
・米国・EUの制度の研究
・公正取引委員会からプレゼン

10月23日 第3回研究会
・モデルケース案の検討

10月26日 モデルケースを公表

「共同申請に向けた検討のモデルケース」の策定

- 2020年10月、研究会での議論を踏まえ、実際の申請実務に即した「アンチダンピング措置の共同申請に向けた検討のモデルケース」を取りまとめ。

モデルケースは3ステップ（ハードル、解決例、ポイント）で解説。

ハードル	解決例	ポイント
同業他社との接触が困難	● 経営企画や法務が主体に ● 非公開情報を用いない	● 弁護士へ情報を集約 ● 意見交換には競争上の機微情報を用いない
申請コストの負担	● 事前にAD発動の見込みを検討 ● 安値輸入に対する共通認識の醸成	● 見込みはまずポイントとなる損害指標を中心に試算 ● 経産省HPの無料ツールの活用
業界団体によるAD申請の呼びかけが困難	● 公表情報や、個社データを加工した情報の提示 ● 弁護士同席のもと会合で議論	● 情報の提示やフィードバックの方法の工夫 ● 弁護士の活用

※モデルケース：<https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201026003/20201026003.html>

1. 基本編

2. 実践編

1. 基本編

2. 実践編

- 申請に必要なとなる主な情報
- 調査対象産品の定義
- ダンピングマージンの算出
- 国内産業への損害
- 因果関係
- AD措置について何でもご相談ください！

申請に必要な主な情報

「合理的に入手可能な」情報で記載

① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

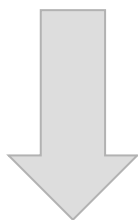
物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

調査対象製品に係る情報を収集

① ダumping輸入の事実

ダumpingマージンを計算（原則 **1年分**の情報を基に計算）

- ・ 日本向け**輸出価格**（ベース：貿易統計等）
- ・ **正常価格**（輸出国での国内販売価格）（ベース：業界紙等） 等



③ ①と②の因果関係

- ・ **営業現場での声**（例：輸入品を引き合いに出され失注が増加している）
- ・ **ダumping以外の要因**の説明（例：第三国からの輸入量 等）

② 国内産業への損害の事実

以下の項目を検証（原則過去 **3年分**以上）

- ・ 調査対象製品の**輸入量の推移**（ベース：財務省貿易統計等）
- ・ 日本国内での需要量、**国産品・輸入品の価格比較**（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）
- ・ **損害15指標**の総合的な評価（ベース：日本の生産者の財務データ）

【参考】モデル申請書の構成

- 前頁で示した「申請に必要となる主な情報」と、経済産業省HPで公開している「モデル申請書」の対応関係は以下のとおり。

申請に必要となる主な情報（再掲）

① 調査対象産品の定義（産品の特性に関する情報）

① ダumping

以下を用いてダumpingマージンを計算（原則1年分の情報を基に計算）

- 日本向け輸出価格
- 正常価格（輸出国国内販売価格）
- 控除費用等

③ 両者の因果関係

営業現場での声
ダumping以外の要因の説明

② 国内産業への損害

原則過去3年分以上、以下の項目を検証

- 調査対象産品の輸入量の推移
- 国産品・輸入品の価格比較
- 損害15指標

モデル申請書の目次

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所.....	1
2. 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴.....	1
2-1. 不当廉売された貨物の品名.....	1
2-2. 不当廉売された貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号.....	1
2-3. 不当廉売された貨物の銘柄、型式及び特徴.....	1
3. 不当廉売された貨物の供給者又は供給国.....	3
4. 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情.....	3
4-1. 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物.....	3
4-2. 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明.....	5
5. 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要.....	6
5-1. 不当廉売された貨物の輸入の事実.....	6
5-1-1. 正常価格.....	6
5-1-2. 本邦向け輸出価格.....	7
5-1-3. 不当廉売差額（ダumping・マージン）.....	8
5-2. 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要.....	9
5-2-1. 不当廉売された貨物の輸入量.....	9
5-2-2. 不当廉売された貨物の輸入が本邦産の同種の貨物の価格に及ぼす影響.....	9
5-2-3. 不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響.....	10
5-2-4. 因果関係.....	11
6. 本書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由.....	12
7. 関税定率法第8条第4項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況.....	13
8. その他参考となるべき事項.....	13
8-1. 不当廉売された貨物の輸入者.....	13
8-2. 不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等.....	13
8-3. 不当廉売された貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体.....	13
8-4. 不当廉売された貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況.....	14

調査対象産品の定義

ダumping

国内産業への損害

因果関係

① 調査対象製品の定義

- 調査対象製品は、物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討して特定する。
- 調査対象製品の範囲は、輸入統計品目番号と一致している必要はなく、一部のみを対象とすることもできる。その場合、税関で区別できること（目視や成分表での判別が可能等）が必要となる。

調査対象製品の定義（範囲）には注意が必要

同一の輸入統計品目番号に3種類の製品が含まれる場合



製品 A

国産品に損害を与えていると考えられる製品



製品 B

Aの類似品



製品 C

- 調査対象製品をAのみとした場合：課税対象がAのみとなり、課税措置発動後に、Bに切り替えが行なわれ、ダumping輸入（迂回）される可能性
- 調査対象製品をA・B・C全てとした場合：国産品のB,Cに損害が生じていない等、ダumping品による損害を立証することが難しくなる可能性

調査対象製品の定義は申請・調査・課税に影響



- 申請段階において、申請者が収集するのは調査対象製品（輸入品・輸入品に対応する国産品）に係る情報
- 申請段階においては、申請者が、国内生産高の25%以上のシェアを持っていることが必要
- 調査開始段階においては、申請を支持する国内生産者の生産高 > 反対する者の生産高となることが必要
- 課税対象は、調査対象製品のみ
- 課税を延長する場合、調査対象製品の定義は変更しない

【FAQ】複数国を対象として同時に申請することはできますか？

税率は国ごとに決まるのですか？

- 複数国を調査対象国とすることは可能です。申請書では、ダンピングについては国ごとに算定し、国内産業への損害については全体で（対象国からの輸入による影響を全て合算して*）論述することとなります。*合算は、一定の条件（各国のダンピングマージンが2%以上であること、各国からの輸入量が無視できない量であること等）が満たされる場合のみ認められます。
- 調査結果を踏まえ、税率は海外供給者ごと（調査対象国の企業ごと）に決まります。

【炭素鋼製突合せ溶接式継手のケース（調査結果）】

企業	ダンピング マージン率
中国企業 A,B,C,D,E,F,G	60.84
その他の中国企業	60.84
韓国企業 A	43.51
韓国企業 B,C	73.51
その他の韓国企業	73.51

対象国は中国
と韓国の2つ

同一国であっても、
企業毎に異なる
ダンピングマージン
率に

（注）課税の延長に係る申請・調査時において、調査対象国を新たに追加することはできません。
（調査対象国を新たに追加する場合は、別途の申請・調査が必要です。）

①ダンピングマージンの算出



- ダンピングマージンは、日本向け輸出価格と正常価格を用いて計算する。
- 正常価格は、原則、輸出国の国内販売価格を使用するが、一定の条件下では、別の価格を使うことも可能。

$$\text{ダンピングマージン(DM)率} = \frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} = \frac{120\text{円} - 100\text{円}}{100\text{円}} = 20\%$$

(不当廉売差額率)

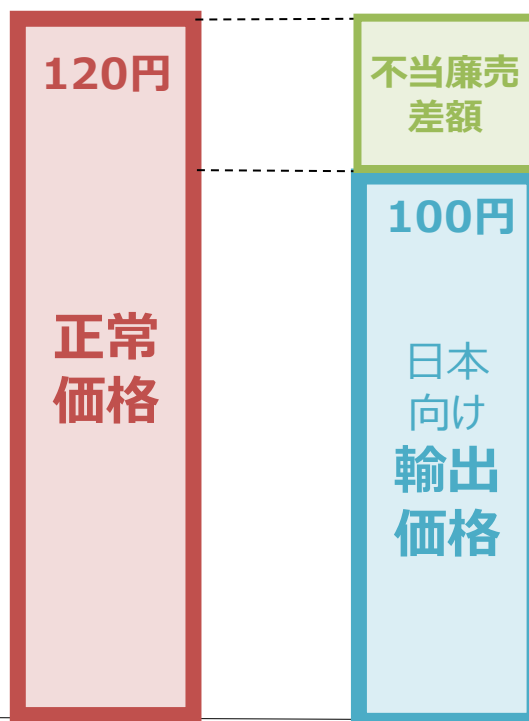
原則：輸出国国内販売価格

※一定の条件*下で

- 第三国輸出価格
- 構成価格（製造原価・販管費・利潤の積み上げ）

も利用できる

*一定の条件：例えば、輸出国国内において販売がなされていない場合等



※日本向け輸出価格（CIFベース）を加重平均したものから、控除すべき経費等を調整する必要。

【FAQ】申請書作成時に、価格情報はどのように収集するのでしょうか？

正常価格（原則：輸出国国内販売価格）

- 輸出国国内販売価格の情報は、下記のデータソース等から得ることが可能。
 - 輸出国内の業界紙や入札用の情報誌（公開情報）
 - 調査会社による調査結果
- 
- 輸出国国内において販売がなされていない場合等、国内販売価格が入手できない場合は、第三国輸出価格や構成価格（製造原価・販管費・利潤の積み上げ）を利用
 - 中国の場合には、例外が適用可能

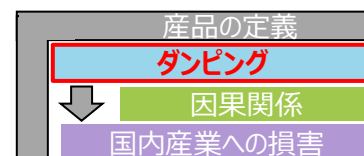
（日本向け）輸出価格

- 日本向け輸出価格の情報は、下記のデータソース等から得ることが可能。
- 財務省貿易統計（e-Stat > 組織から検索で財務省 > 普通貿易統計 > 貿易統計_全国分から検索）
- 国連の貿易通関データ（<https://comtrade.un.org/pb/>）
- Global Trade Atlas（有料）
- 輸出国通関データ（調査会社等から購入、有料）
- 【応用】輸入統計品目番号の一部を調査対象産品とした場合等、全国分の貿易統計情報だけでは産品の価格が算出できない場合、港別統計情報を使用して推計することも可能



大型需要家である工場①・工場②が隣接する港①・港②の輸入品＝調査対象産品とみなして計算

① ダumpingマージンの算出（輸出価格の算出）



- 「正常価格」と「輸出価格」は同じ貿易段階で比較する。原則、工場出荷段階の価格に揃える。
- 調査対象者の輸出価格は、出発価格（輸出価格算定の出発点となる価格）から工場出荷後に発生した費用等（国内運賃、保険料等）を控除して算出する。
- 調査対象者は、質問状回答において控除対象となる各費用を回答する。調査当局は、現地調査でサンプル取引につき証憑の提出を求め、回答の正確性を検証する。



①ダンピングマージンの算出（具体例）



【正常価格】

項目	価格
国内販売価格【客先軒先渡し】 （A国の通貨ベース）	139.15
－物品税（10％）	126.50
－仲介者の手数料（10％）	115.00
－国内運賃、保険料(15％)	100.00
【計算結果（正常価格）】	100.00

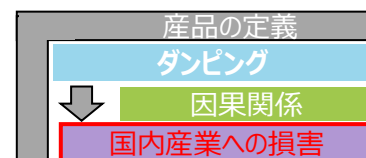
【輸出価格】

項目	価格
輸入価格【CIF価格】 （A国の通貨ベース）	98.34
－海上運賃・保険料（2％）	96.40
－船積諸掛（3％）	93.60
－輸出国内輸送費（4％）	90.00
【計算結果（輸出価格）】	90.00

$$\text{ダンピングマージン(DM)率} = \frac{\text{正常価格} - \text{輸出価格}}{\text{輸出価格}} = \frac{100.00\text{円} - 90.00\text{円}}{90.00\text{円}} = 11.1\%$$

（不当廉売差額率）

②国内産業への損害

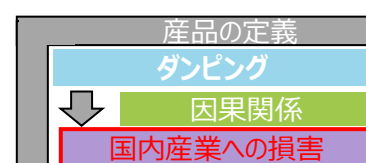


- 国内産業への損害については、以下 3 つについて検討することが必要。
 - i. **数量効果**：ダンピング輸入の絶対的な増加、国産品との関係での相対的な増加の有無を検討。
 - ii. **価格効果**：輸入品による国産品価格の下回り、価格の押し下げ又は価格上昇の抑制が生じているかを検討。
 - iii. **損害15指標**：1 販売、2 利潤、3 生産高、4 市場占拠率、5 生産性、6 投資収益若しくは7 操業度における現実及び潜在的な低下、8 資金流出入、9 在庫、10 雇用、11賃金、12成長、13資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実及び潜在的な悪影響、14国内価格に影響を及ぼす要因又は15ダンピングの価格差を検討。
- 損害15指標については、全てが単調に悪化しなければならないわけではなく、総合的に評価できる。



次頁で具体的な例を紹介！

②国内産業への損害（数量効果・価格効果の例）



数量効果の例	X 年度	X + 1 年度	X + 2 年度	対X年度
全世界輸入量	263千MT	306千MT	478千MT	+81.7%
A 国からの輸入量	215千MT	263千MT	441千MT	+105.1%
全世界輸入量に占める A 国の割合	81.7%	85.9%	92.3%	+10.6ポイント
国内需要量*	754千MT	758千MT	765千MT	+1.5%
国内需要量に占める A 国産品の市場占拠率	28.5%	34.7%	57.6%	+ 29.1ポイント

*国内需要量については、業界団体が集計する統計情報や生産動態統計が活用可

価格効果の例	X 年度	X + 1 年度	X + 2 年度	対X年度
国産品の国内販売価格	180円	175円	173円	▲3.9%
輸入品の国内販売価格	165円	158円	154円	▲7.1%
国産品と輸入品の販売価格差	15円	17円	19円	+26.7%
国産品と輸入品の販売価格差率	8.3%	9.7%	11.0%	+ 32.5ポイント

②国内産業への損害（損害15指標の例）

損害指標の例		X年度		X+1年度	X+2年度	対X年度
国産品の国内販売量		539千MT		495千MT	324千MT	▲39.9%
国産品の市場占拠率[国産品の国内販売量 / 国内需要量]		71.5%		65.3%	42.4%	▲29.1 ¹ ° イト
国産品の自家消費量		100千MT		97千MT	98千MT	▲2%
国産品の国内販売額		80百万円		70百万円	40百万円	▲50%
国産品の自家消費額		17百万円		17百万円	16百万円	▲5%
売上高 (国内販売額 + 自家消費額)		97百万円		87百万円	56百万円	▲42%
利潤(利益)	営業利益	9.7百万円		4.9百万円	▲3.1百万円	正→負
	経常利益	8.2百万円		3.3百万円	▲2.7百万円	正→負
生産高(量)		786千MT		693千MT	603千MT	▲23.3%
生産性	[生産量 / 雇用]	8.73千MT		7.97千MT	7.54千MT	▲13.6%
投資	設備投資額[該当貨物部分]	15百万円		15百万円	13百万円	▲13.3%
	投資率[上記投資額 / 全社投資額]	7.4%		4.3%	1.6%	▲5.8 ¹ ° イト
投資収益	[営業利益 / 設備投資額]	14.2%		5.9%	▲9.8%	▲24.0 ¹ ° イト
	[経常利益 / 設備投資額]	11.5%		8.3%	▲6.8%	▲12.1 ¹ ° イト
操業度（稼働率） [生産量 / 生産能力（800千MT）]		98.3%		86.6%	75.4%	▲22.9 ¹ ° イト
キャッシュフロー（営業）		90百万円		87百万円	▲18百万円	▲108百万円
期末在庫		期首	期末	158千MT	118千MT	+ 10.3%
		10千MT	107千MT			
雇用		90人		87人	80人	▲11.1%
賃金		335千円		330千円	325千円	▲3%
成長		生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。				
資金調達能力		新規設備投資の抑制が認められるなど資金調達能力は低下傾向にある。				

②国内産業への損害（損害15指標の例）

損害指標の例		ポイント
国産品の国内販売量		自家消費分（後述）を除外
国産品の市場占拠率[国産品の国内販売量 / 国内需要量]		
国産品の自家消費量		生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載
国産品の国内販売額		
国産品の自家消費額		生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載
売上高（国内販売額 + 自家消費額）		
利潤（利益）	営業利益	上記売上高を基に算出 製造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
	経常利益	
生産高（量）		自家消費分を含む
生産性	[生産量 / 雇用]	
投資	設備投資額[該当貨物部分]	造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
	投資率[上記投資額 / 全社投資額]	
投資収益	[営業利益 / 設備投資額]	
	[経常利益 / 設備投資額]	
操業度（稼働率）[生産量 / 生産能力]		
キャッシュフロー（営業）		利造間接費や販管費の配賦基準は社内で通常使われている配賦基準（売上高など）に基づく
期末在庫		
雇用		対象期間中の対象製品の生産・販売に関わった平均雇用人数 社内で通常使われている配賦基準に基づく
賃金		対象期間中に対象製品の生産・販売に関わった従業員への賃金の合計を雇用人数で除した額 社内で通常使われている配賦基準に基づく
成長		例えば研究開発費等、産業の成長を左右する指標の動向について説明
資金調達能力		例えば新規設備投資の動向等、資金調達能力を表す指標の動向について説明



③因果関係

- 因果関係については、国内産業の損害が①ダンピング輸入の影響であることだけでなく、②ダンピング輸入以外の要因についても説明することが必要。

- 営業現場での声（営業日誌や取引先とのやり取り結果等）をもとにした説明

①

- ダンピング品の輸入量の急増及び価格の引き下げにより、国産の貨物の販売量、市場占拠率及び販売価格が下落。
 - 現に、使用者から、ダンピングされた安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている。
- ⇒これらの事実は、ダンピングと損害に因果関係があることを十分に示している。

（１） 第三国輸入品の影響： 国内産業への損害は、
調査対象国ではない国（第三国）からの輸入によるものではないか？

【説明の例】

- 第三国からの輸入品の価格を調べたところ、ダンピング品の価格や、国産の貨物（日本国内でダンピングと競合する品）の価格を常に上回っている。
 - 購入者は、価格で購入先を決定する。
- ⇒よって、国産の貨物の価格を引き下げていたのは 第三国からの輸入品ではない。



②

（２） 自家消費の変動： 国内産業への損害(売上高の減少)は、
自家消費（自社内取引）の減少によるものではないか？

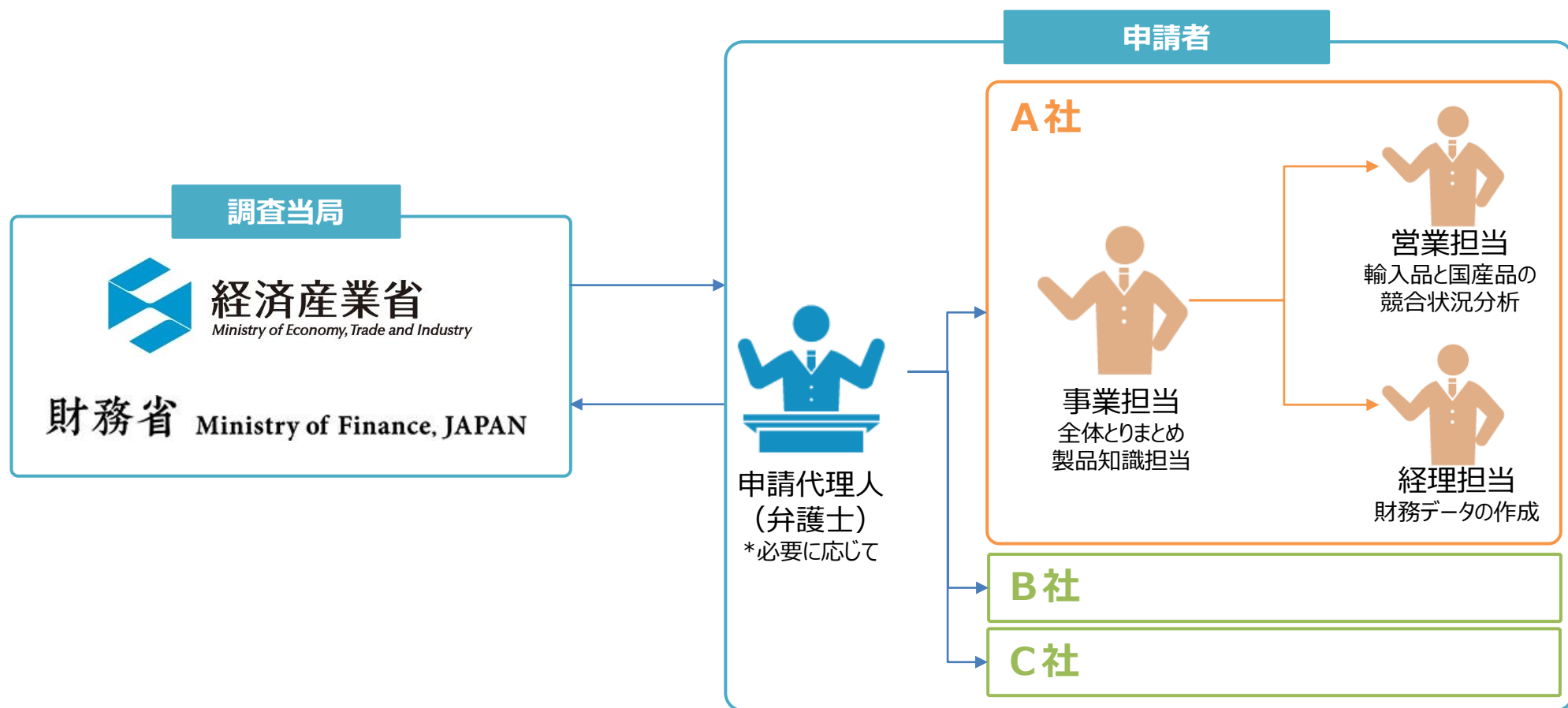
【説明の例】

- 2011年から2013年の間で自家消費分の生産高に顕著な変動はない。
 - 自家消費分の出荷価格は、ダンピング品の影響を受けている商品市場価格を適用。
- ⇒自家消費についての価格及び売上高の2011年以降の減少は、ダンピング品の価格引き下げによるものである。



【FAQ】いざ申請をするには、どのような社内体制が必要ですか。

- 申請書作成にあたっては、調査対象産品に係る知識や、調査対象産品の財務データの切り出し、輸入品に関する分析等が必要です。よって、調査対象産品の事業担当、営業担当、経理担当の方等でチームを編成するのが一案です。



【FAQ】社内では「ADの申請は難しい」という意見が大半です。本当ですか。

- ここ数年間で行われた制度改革により申請のハードルが下がっています。特に、申請に向けて同業他社と調整する負担は大きく軽減しています。

【近年実施した主な制度改革一覧】

ポイント	制度改革前	現行	改正年
団体名で申請する場合の要件緩和	構成員の <u>過半数以上</u> が生産者である必要	構成員の <u>2以上</u> の者が生産していれば申請可能	平成28年 5月
申請時に必要な業界内の合意要件の緩和	<u>概ね50%以上</u> の生産高を有する者での申請が必要。	<u>25%</u> を満たせば申請が可能。	平成29年 4月
申請時に必要な情報の簡素化	申請者が <u>国内産業の相当な部分</u> （概ね50%以上）の損害指標を提出する必要。	申請者が <u>合理的に入手可能な範囲</u> の損害指標の提出で許容されうること を明確化。	平成29年 4月
国内生産者の支持状況の要件を緩和	申請者の生産高合計で50%以上を占め、申請への賛成が反対を上回ることを、 <u>申請前に、申請者が確認</u> する必要。	申請者の生産高合計が50%に満たない場合、申請への賛成が反対を上回ることを、 <u>申請後に、産業所管省庁が確認</u> できる。	平成29年 4月
申請・調査開始の判断から輸入生産者等を除外可能に	国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を <u>含めて</u> 、要件を判断する必要。	国内生産も輸入もしている者等（輸入生産者等）を <u>除いて</u> 、要件を判断する必要。	平成29年 4月

【FAQ】申請者の名前や申請書に記載した内容は全て公開されますか。

- 申請者の名前は、調査開始時に財務大臣告示において公開されます。
- 申請書に記載した内容のうち、申請者の営業活動等が明らかになる情報等は非開示扱いとすることができます。（申請書は、「開示版」・「非開示版」等を作成する必要があります。）

調査開始時の告示の例

財務省告示第〇号

X国産の◆◆に対する関税定率法第八条第五項の調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和A年B月C日

財務大臣@@@@

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

〇〇社 東京都◇◇区□□一丁目一番一号
●●社 東京都◆◆区■ ■二丁目二番二号



告示ではさらに、調査対象となる貨物の品名や、調査対象国、調査開始日、調査対象期間、調査対象となる事項の概要等について定めます。

非開示扱いとする情報の例

① 生産高や製造原価、販売費、実際の取引価格等の数値

《例 i : 割合により生産高が判明してしまう場合》

当社の生産高が国内総生産高に占める割合【33.3%】



当社の生産高が国内総生産高に占める割合は【25～40%】

《例 ii : 生産高の推移を示すことが必要である場合》

年	X	X + 1	X + 2
生産高（千MT）	786	693	603
↓			
生産高（千MT）	【100】	【88】	【77】

レンジ表記
で示す

指数で示す

② 顧客又は供給業者の名称等、その他の企業秘密に該当する語句

《例 : 企業数は公開可能、企業名は秘密にあたる場合》

取引企業は、【〇〇株式会社】と【××株式会社】である。



取引企業は、【A社】と【B社】である。

匿名化して示す

AD措置について何でもご相談ください！（再掲）

- 経済産業省特殊関税等調査室の相談窓口（bzl-qqfcbk@meti.go.jp）に、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。

ご相談内容の例

こんな事例はありませんか？

- ❑ 競合製品が信じられないほどの安値で輸入されていることが発覚
- ❑ 取引先から、「輸入品はこれだけ安いので国産品も価格を下げないと買えない」と言われた
- ❑ 諸外国への輸出価格の中でも、日本への輸出価格が特に安い
- ❑ 他国でAD調査が始まり、その対象となった製品の日本への輸出が増えているように思われる
- ❑ 不当廉売の疑いがある気がするが確証が持てない。どこまで調べれば良いのかわからない
- ❑ 申請を検討したいが、何から手を付けたらよいかわからない

※一部の御相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。
その場合は、担当部署をお伝えさせていただきます。

経済産業省から情報も発信しています！

① ADニュースレター（1か月に1回程度メール配信）

主要国におけるAD措置の状況の紹介や、有識者によるスペシャルコラム、モニタリングシステムの活用方法を発信中。



【購読申込方法】

1. 左のQRコードを読み取る
2. メールアドレスの登録を行う
3. 購読申込完了

こちらで過去のADニュースレターもご覧いただけます。

② 貿易救済セミナーの開催

経済産業省からの貿易救済措置制度説明に加え、産業界や法曹界、世界の調査当局等からゲストを呼び、実務に関する議論を行います。

※ご要望に応じて個別セミナーや相談会の開催も可能です。

③ 経済産業省HP（貿易救済措置）

モデル申請書や申請の手引き、輸入動向モニタリングシステム、過去のADニュースレター等様々なコンテンツを提供中
「貿易救済措置」で検索！

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/index.html